



地対協
だより

県民の健康保持増進に寄与する目的で設置された広島県地域保健対策協議会は、広島大学・広島県・広島市・広島県医師会の四者で構成され、目的ごとに設置された委員会が、保健・医療・福祉に関する事項の調査・研究及び協議等を行っています。このページでは、その活動内容を医師会員の皆様にご理解いただくために、それぞれの活動状況をご報告しています。ご意見ご批判は事務局までお寄せ下さい。

地対協常任理事会

平成14年3月4日(月) 18時30分

広島医師会館 6階第1会議室

定例理事会への付議事項を協議するため、本年度第2回常任理事会を開催した。

平成13年度委員会の活動状況の評価と、委員会の統廃合に関する事項を検討、次年度事業計画案に基づく委員会組織構成を協議し、23日開催の定例理事会に諮ることとした。

ハンセン病フォーラム

(感染症対応特別委員会)

らい予防法廃止時の国の謝罪に疑問を持った患者・元患者が、熊本地裁へ提訴した「ハンセン病国家賠償請求訴訟」では、原告の主張を認めた判決が言い渡され、国は控訴を断念した。

これまでのハンセン病に対する多くの過ち、人権、生活環境への制限を行ったことの反省を踏まえて、広島県・地対協は、一般県民へハンセン病への正しい知識の普及啓発のために、今回のフォーラムを開催することとなった。

平成14年3月8日(金) 19時

広島市役所 講堂

「ハンセン病の歴史に学ぶ」と題して、国立療養所長島愛生園 中井榮一園長は、ハンセン病の病態、診断・治療法について基調講演をされた。療養所医師の立場で「病気は必ず治る、治癒する。ハンセン病も同じであり、正しい知識を持ち偏見を無くしていただきたい。」と繰り返し述べられた。パネルディスカッション「ハンセン病を正しく理解するために」では、元ハンセン病患者の立場、行政の立場からの発言もあり、正しい知識普及、伝達が必要と述べたが、いまだに医師を含む多くの人がハンセン病を恐れるのはなぜか、大きな問題であり今後の課題であるとされた。

平成14年3月9日(土) 14時

福山市医師会館

同様に、福山市においてもこのフォーラムを開催した。基調講演は「ハンセン病の歴史に学ぶ」と題して、国立療養所邑久光明園 牧野正直園長が講演をされた。両日の参加者は約130名。広島県及び地対協は、今後も機会ある毎にこのフォーラムを開催していくこととした。

末期医療専門委員会・緩和ケア推進会議・施設緩和ケア部会・在宅緩和ケアシステム部会合同委員会(末期医療専門委員会)

平成14年3月18日(月) 18時30分

鯉城会館

末期がん患者の緩和ケアのあり方について、地对協末期医療専門委員会と広島県緩和ケア推進会議が一体として活動を実施しているが、部会を含めた合同会議を開催した。在宅緩和ケアシステム部会は普及啓発活動としてパンフレットを作成し、施設緩和ケア部会は指導医の育成研修が必要としてホスピス病院等で研修を実施した。

また、呉・竹原地对協は、国及び県の在宅緩和ケアモデル事業地域に指定されており、10症例患者に対し、かかりつけ医、後方支援病院、24時間対応の訪問看護ステーション等々チーム構成の連携と、テレビ電話等の遠隔医療通信機器を用いてのシステムの構築と、患者のQOLの改善を目的とした事業に取り組んでいる。

遺伝相談小委員会(胎児・新生児医療特別委員会)

平成14年3月18日(月) 19時

広島医師会館 6階第2会議室

厚生労働省が遺伝相談センターモデル事業に

対する補助を打ち切ったことに関して、広島県内での医療関係者等はその必要性を確認し、広島大学を中心にシステムとしてのネットワークを構築し、徐々に活動を拡充していく方向で検討していくことを確認した。

各委員の所属施設における遺伝相談に関するアンケート調査結果を報告し、一般県民への広報目的のパンフレット等を作成配布、研修会等の啓発活動を実施する方針である。

地对協定例理事会

平成14年3月23日(土) 14時

広島医師会館 3階健康教育室

広島県地域保健対策協議会の最高意志決定機関である定例理事会が開催され、平成12年度収支決算報告、平成13年度補正予算、次年度収支予算案、次年度事業計画案等について審議が行われ、原案のとおり可決された。また、役員並びに各委員会委員の任期は3月末で満了し、新年度の就任については、改めて委嘱手続きが行われる。理事会議事後、広島大学救急部大谷美奈子教授の講演「救急医療体制の課題」、並びに厚生労働省母子保健課谷口 隆課長の「すこやか親子21の課題と方向性」と題した特別講演

が行われた。(詳細は次号掲載予定)

老人性難聴対策特別委員会

平成14年3月27日(水) 19時

広島医師会館 3階健康教育室

高齢者の難聴に関して、住民健診に併せて聴力検査を実施することとし、安芸地区、安佐地区において2～3月試験的に実施した。その実施結果報告並びに反省点等を踏まえ、平成14年度も健診事業を継続する方向で協議を行った。次年度は基本健診を実施する原対協の協力を得て、広島市中心部を対象に加える。また、地对協として検診業務にかかるリスクに対する賠償責任保険に加入することを報告した。

広島県地域保健対策協議会事務局

広島県医師会地域医療課内

☎ 082・232・7211

(内線525～528)

FAX 082・293・3363 / 3364

E-mail cftaikyo@hiroshimamedor.jp